

他県条例上の関連規定について

1. 「事業者による取組の推進」に関する規定

(1) 規定の有無

規定を設けているのは 22 県中 12 県となっている。

(2) 規定内容について

具体的規定を設けているのが 9 県、一般論的規定を設けているのが 2 県となっている。

内容	数	都道府県名
一般論的規定 (「事業者の取組を支援する」など)	2	北海道、岩手県
具体的規定	表彰	栃木県、埼玉県、千葉県、岐阜県、長崎県、宮崎県、鹿児島県
	情報提供	京都府
	情報提供・助言・指導	徳島県
具体的規定無し	11	山形県、茨城県、富山県、山梨県、愛知県、大阪府、奈良県、愛媛県、熊本県、大分県、沖縄県
計	22	

※事業者の責務・義務規定、私人(都民や障害者)の支援、雇用関係、その他、他の論点で検討した内容を除く。
 ※障害者を対象として明示している表彰規定の場合は除く(対象者が私人か法人か不明の場合は集計対象としている)。

(3) 具体例

① 一般論的規定

(企業等の取組支援) ※北海道

第 11 条 道は、地域における障がい者の自立した生活の確保に向けた企業その他の事業者による自主的な取組を支援するよう努めなければならない。

② 具体的規定

(表彰) ※ 埼玉県

第十三条 県は、共生社会の推進に特に功績があると認められるものに対し、表彰を行うことができる。

(府民等の活動の推進) ※京都府

第 24 条 府は、事業者又はこれらの者が組織する民間の団体が自発的に行う共生社会の推進のための活動を促進するため、情報提供その他の必要な措置を講じるものとする。

(県民等の活動の促進) ※徳島県

第三十七条 県は、県民、事業者又はこれらの者が組織する民間の団体が自発的に行う障がいについて理解を深める活動を促進するため、情報の提供、助言、指導その他の必要な措置を講ずるものとする。

2. 「目的」に関する規定

(1) 規定内容

目的規定は、京都府を除く 22 県中 21 県が規定している。内容は、条例全体の構成を示した上で、共生社会の実現に寄与することを目的として規定する例が多い。

内容		数	都道府県名
条例の構成への言及		21	北海道、岩手県、山形県、茨城県、栃木県、埼玉県、千葉県、富山県、山梨県、岐阜県、愛知県、大阪府、奈良県、徳島県、愛媛県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県
具体的目的	共生社会の実現	16	岩手県、山形県、栃木県、埼玉県、千葉県、岐阜県、愛知県、大阪府、奈良県、徳島県、愛媛県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、沖縄県
	差別の解消	6	北海道、岐阜県、愛知県、大阪府、鹿児島県、沖縄県
	施策の総合的な推進	5	栃木県、千葉県、岐阜県、徳島県、熊本県
	福祉の増進	3	北海道、千葉県、岐阜県
	その他	-	・北海道(生活環境の整備) ・茨城県(地域社会での生活。権利の尊重。) ・山梨県(生きがいを持ち、幸せに暮らせる社会の実現) ・長崎県(住み慣れた地域で、あらゆる社会活動へ参加できる) ・富山県、徳島県、大分県(安心して暮らせる社会の実現)
目的規定なし		1	京都府

(2) 具体例

(目的) ※愛知県「条例の構成への言及」・「共生社会の実現」・「差別の解消」

第一条 この条例は、障害を理由とする差別の解消の推進について、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策の基本となる事項を定めること等により、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての県民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

3. 「基本理念」に関する規定

(1) 規定内容

基本理念は全ての条例において規定されており、その内容を要素ごとに集計すると、障害者の権利を改めて確認する規定や理解促進、社会参加に関する規定を設けている自治体が多い。

内容	数	都道府県名
障害者の権利(基本的人権等)	20	北海道、山形県、茨城県、栃木県、千葉県、埼玉県、富山県、山梨県、岐阜県、愛知県、京都府、奈良県、徳島県、愛媛県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県
障害・障害者等の理解促進	17	茨城県、栃木県、千葉県、埼玉県、富山県、山梨県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、奈良県、徳島県、愛媛県、長崎県、大分県、宮崎県、鹿児島県
社会参加の推進	16	北海道、山形県、岩手県、埼玉県、茨城県、富山県、山梨県、岐阜県、愛知県、京都府、奈良県、徳島県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、
地域社会での生活・共生	13	山形県、栃木県、埼玉県、富山県、岐阜県、愛知県、京都府、奈良県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、
様々な立場の相互理解・連携・協力 (社会全体での取組推進)	9	北海道、栃木県、千葉県、愛知県、京都府、大阪府、長崎県、熊本県、沖縄県
情報保障の推進	9	山形県、埼玉県、富山県、山梨県、京都府、奈良県、徳島県、大分県、宮崎県、
差別の解消は、相手方を一方的に非難し、制裁を加えようとするものではない	3	茨城県、愛媛県、長崎県、
複合差別の配慮 (性別・年齢等への言及)	3	京都府、大分県、宮崎県、
共生社会の推進	2	山形県、埼玉県
差別の解消	2	北海道、熊本県、
地域間格差の解消	2	北海道、岩手県、
その他	-	・岐阜県(県外から訪れる障害者の過ごしやすさへの配慮) ・大阪府(相談・紛争解決においては、相互理解と話し合いによる解決を基本とする) ・徳島県(自立及び社会参加の促進における各種施策との連携) ・大分県(自らの意思で選択し、自分らしく生きることができると)

(2) 具体例

(基本理念) ※山形県 「障害者の権利」に関する規定

第3条(1) 全ての県民は、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有すること。

(基本理念) ※栃木県 「障害・障害者への理解促進」に関する規定

第三条 2 障害者差別の解消は、障害及び障害者に対する誤解、偏見その他の理解の不足の解消が重要であることから、全ての都民が、多様な人々により地域社会が構成されているという基本認識の下に、障害及び障害者に関する理解を深めることを基本として推進されなければならない。

(基本理念) ※愛知県 「社会参加の推進」に関する規定

第三条 一 全ての障害者が、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されることを旨とすること。

(基本理念) ※京都府 「地域社会での生活・共生」に関する規定

第2条(2) 全て障害者は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。

(基本理念) ※栃木県 「様々な立場の相互理解・連携・協力」に関する規定

第三条 3 障害者差別の解消は、地域社会を構成する多様な主体が、相互に協力することを基本として推進されなければならない。

(基本理念) ※富山県 「情報保障の推進」に関する規定

第3条(4) すべての障害のある人は、可能な限り、言語(手話を含む。)その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。

4. 「定義」に関する規定

(1) 規定の内容

定義規定は全ての県において設けられており、多くの条例において「障害」、「障害者」、「社会的障壁」等を定義している。ただし、その実質的内容は、法及び法第6条第1項に基づく基本方針上の内容との違いはないものと考えられる。

内容			数	都道府県名
分類	実質的内容	用語		
条例固有の用語	法と同内容	「差別」など (法の「不当な差別的取扱い」及び「合理的配慮の提供」関連)	4	以下、法上の「不当な差別的取扱い」及び「合理的配慮の提供」と実質的に同内容だが、条例上異なる用語として再定義している ・茨城県、千葉県、長崎県「差別」 ・岩手県「不利益な取扱い」
		条例固有の内容	共生社会	2
	相談事案		1	大阪府
	相談機関		1	大阪府
	情報の取得及び意思疎通 暮らしやすい地域づくり	1	徳島県 北海道	
法 ^{※1} に規定されている用語	法と同内容	障害	21	北海道、岩手県、山形県、茨城県、栃木県、埼玉県、千葉県、富山県、山梨県、岐阜県、愛知県、京都府、奈良県、徳島県、愛媛県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県
		障害者	19	北海道、山形県、茨城県、栃木県、埼玉県、富山県、山梨県、岐阜県、愛知県、京都府、奈良県、徳島県、愛媛県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県
		社会的障壁	15	山形県、茨城県、栃木県、埼玉県、山梨県、岐阜県、京都府、奈良県、徳島県、愛媛県、長崎県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県
		障害を理由とする差別 (法の「不当な差別的取扱い」及び「合理的配慮の提供」関連)	6	山形県、富山県、愛媛県、大分県、宮崎県、鹿児島県
		合理的配慮の提供	3	山形県、茨城県、長崎県、
	障害児 ^{※2}	1	北海道	
法と異なる内容	-	-	該当なし	
条例上の用語の意義は法の定めるところによる旨を規定			1	大阪府

※1 上記表上の「法」には、法第6条第1項の規定に基づく基本方針の内容を含む。

※2 「概説 障害者差別解消法」障害者差別解消法解説編集委員会 編書より

(2) 具体例

(定義)

※山形県「障害」、「障害者」、「社会的障壁」、「障害を理由とする差別」に関する規定

第2条 (1) 障がい者 身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）その他の心身の機能の障がい（以下「障がい」と総称する。）がある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

(2) 社会的障壁 障がいがある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

(3) 障がいを理由とする差別 障がいを理由として障がい者でない者と不当な差別的取り扱いをすること又は社会的障壁の除去の実施について合理的配慮をしないことをいう。